

贈与の基礎講座 その⑥

～贈与税がかからない資金援助とは～

今まで取り上げてきた贈与（暦年課税）のおさらい



「お金あげるね」



「ありがとう」

贈与が成立

【暦年課税の特徴】

- ・ 年間110万円までは非課税で贈与可能。その額を超えると累進課税により税金が計算される。
- ・ 財産を貰う側が年間にいくら財産を貰ったかで贈与税が計算される。
（両親から100万円ずつ貰ったら合計200万円で課税される）

お金を渡しても贈与税が課税されない（非課税）の条件

贈与税が課税されない条件

- ①扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産
- ②通常必要と認められるもの

の2つを満たした場合、贈与税は課税されません。

扶養義務者に該当する者

- ・配偶者
- ・直系血族及び兄弟姉妹(祖父母、両親、子、孫など)
- ・三親等内の親族で生計を一（財布が一緒）にする者
（同居しているおじやおば、おい、めいなど）

非課税となる生活費・教育費とは

- ① 「生活費」とは、その者の通常の日常生活を営むのに必要な費用をいいます。また、治療費や養育費を含みます。
- ② 「教育費」とは、被扶養者（子や孫）の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費をいい、義務教育費に限られません。

通常必要と認められるもの

贈与を受けた者の需要と贈与をした者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいいます。

→ **一般常識の範囲内の生活費や教育費ならOK**

非課税となる生活費・教育費の具体例

【生活費】

- ・生活費（家賃、食費、日用品・家電購入費など）の仕送り
- ・医療費
- ・結婚式や披露宴の費用
- ・婚姻時の家具や家電あるいはこれらの購入資金
- ・出産時の検査・検診代、分娩・入院費

国税庁Q&Aより

非課税となる生活費・教育費の具体例

【教育費】

- ・ 学資（入学金や授業料等）、教育費、文具費
- ・ 通学費（定期券購入やバス代等）
- ・ 修学旅行費
- ・ 学習塾の授業料
- ・ 受験料
- ・ 留学費用

国税庁Q&Aより

非課税となる生活費・教育費の注意点

①一括前渡しは×

- ・必要な都度、直接それらの用途で使用しないといけない。

②預貯金として残さない

- ・生活費、教育費として使わず預貯金が残っている場合、残った金額が贈与金額とみなされる可能性があります。

(教育費は特に証拠 (振込用紙・領収書) を残しましょう。)

③あまりに高額な援助は贈与になります

- ・生活に必要な車でも、あまりに高額だと贈与に該当します。
- ・受け手の資力が高い(受け手のほうが高収入)場合も要注意です。

END